

# 国立大学法人東京外国語大学特別研究学生規程

〔平成 6 年 4 月 4 日〕  
制 定

改正 平成 14 年 9 月 20 日 平成 16 年 12 月 28 日規則第 253 号  
平成 21 年 3 月 31 日規則第 101 号 平成 27 年 3 月 24 日規則第 64 号  
令和 4 年 3 月 22 日規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 4 2 条第 2 項の規定に基づき、特別研究学生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第 2 条 特別研究学生の入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(入学資格)

第 3 条 特別研究学生として入学することのできる者は、本学と他の大学との協議に基づき、学生が所属する大学の推薦を受けた者とする。

(入学の志願)

第 4 条 特別研究学生として入学を志願する者は、学生が所属する大学の推薦書及び必要書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の受入)

第 5 条 前条の志願者の受入れについては、学長が大学院総合国際学研究所教授会の議を経て、決定する。

(研究指導期間)

第 6 条 研究指導期間は、1 年を超えないものとする。ただし、博士後期課程の特別研究学生で、引続き研究指導を希望する者は、学長の許可を得て 1 年を限度として期間を延長することができる。

2 研究指導期間延長の取扱いについては、別に定める。

(研究指導)

第 7 条 研究指導は、大学院設置基準に定める資格を有する教員が行うものとする。

2 研究科長は、前項に定める教員の中から、研究課題に応じ指導教員を指定する。

3 特別研究学生は、指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、当該研究に関連ある授業を聴講することができる。

(研究の修了)

第 8 条 特別研究学生は、研究期間終了前 1 ヶ月以内に研究報告書を指導教員を通じて研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、研究修了者に対し、本人の願い出により修了証明書を交付することができる。

(授業料、入学料及び検定料)

第 9 条 特別研究学生の授業料、入学料及び検定料の額は、別に定める。

- 2 既納の授業料、入学料及び検定料は、還付しない。
- 3 納付期限までに授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者は、納付期限の日が属する月の末日をもって除籍する。

(準用規程)

第10条 特別研究学生については、この規程に定めるほか、必要事項については大学院学則等を準用する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。